

おくやみ ハンドブック

茨城県 境 町

◆ ご遺族のみなさまへ ◆

このたびのご不幸、謹んでお悔やみを申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな手続きが必要になってくるかと存じます。

境町役場では、必要な手続きを少しでもわかりやすく行っていただけるよう、主な手続きを一覧にした「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族のみなさまに少しでもお役に立てれば幸いです。

境町役場 ☎ 0280-81-1300（代表）



<https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp/sp/page/page003755.html>

おくやみハンドブックはホームページからご覧いただけます。

◆ もくじ ◆

死亡届に関するご案内	3
境町役場での手続き一覧	4
役場以外での主な手続き一覧	5
役場での手続き	6
法定相続情報証明制度	19
相続登記とは	20
予測できない相続問題	21
委任状について	22
境町役場 フロアマップ	24

■ 死亡届に関するご案内

連絡先：住民課 ☎ 0280-81-1303

■ 埋火葬許可証について

死亡届の手続き終了後に「埋火葬許可証」を交付します。火葬の際に斎場等で必要となります。火葬後、斎場が「埋火葬許可証」に火葬済みであることを証明してお渡しいたします。ご遺骨を墓地や納骨施設に納める際に必要となりますので、大切に保管してください。

■ 除籍になった戸籍の交付申請について

【亡くなられた方の本籍が境町にある場合】

除籍になった戸籍ができて上がるまでの期間

境町に届出し、本籍が境町にある場合：約 1 週間

境町以外に届出し、本籍が境町にある場合：約 2 週間

【亡くなられた方の本籍が境町以外にある場合】

除籍になった戸籍ができて上がるまでに死亡届を受理した日から約 2 週間かかります。すぐに本籍地の市区町村に請求をされても、戸籍ができていない可能性がありますのでご注意ください。念のため、10 日前後に本籍地の市区町村にお問い合わせの上、請求されることをおすすめいたします。

〈必要なもの〉 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

〈請求できる人〉 配偶者、直系親族、相続人

■ 亡くなられた方の住民票除票の交付申請について

死亡に伴う手続きや官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。

〈必要なもの〉 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

〈請求できる人〉 相続手続等を行う方（相続であれば相続人の方、年金や保険等であれば受取人の方、遺言書の執行人になっている方）

※亡くなられた方の死亡届を境町に届出した場合は、受理した日から交付できます。

※亡くなられた方の死亡届を境町以外の市区町村に提出された場合は、住民票の反映に時間を要します。

※亡くなられた方の住民票（除票）には、マイナンバーの記載はできません。

■ 境町役場での手続き一覧

項目	手続きが必要な人	主な手続き	☑	担当課	詳細ページ
住民登録	印鑑登録をしていた	●印鑑登録は廃止されます。	☐	住民課	6
	マイナンバーカードを持っていた	●マイナンバーカードは失効されます。	☐	住民課	6
年金	国民年金を受給していた	●未支給年金（障害基礎年金・遺族基礎年金）の請求	☐	保険年金課	7
	国民年金に加入していた	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求	☐	保険年金課	8
	厚生年金・共済年金を受給していた、または加入していた	年金事務所、各共済組合へ直接お問い合わせください。			9
保険	国民健康保険に加入していた	●各種証の返還 ●葬祭費の支給申請	☐	保険年金課	9
	後期高齢者医療保険に加入していた	●各種証の返還 ●葬祭費の支給申請 ●給付受領届の提出	☐	保険年金課	10
	医療費助成制度を受給していた方（子ども・ひとり親家庭・重度心身障害者・妊産婦）または受給対象者	医療費助成制度を受給している方：●受給資格等変更届の提出 新たにひとり親家庭医療費助成制度を申請する場合：●新規申請書の提出	☐	保険年金課	10
介護保険	65歳以上または要介護認定を受けていた	●保険料等に関する書類の提出 ●各種証の返還	☐	介護福祉課	11
	緊急通報システムを利用していた	●貸出機器の返却（本体・ペンダント）	☐	介護福祉課	11
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	●各種手帳の返還	☐	社会福祉課	12
	障害福祉サービス受給者証、自立支援医療費受給者証を交付されていた	●各種受給者証の返還	☐	社会福祉課	12
	特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給していた	●受給資格者死亡届の提出 ●未支払手当の請求（未支払い分が残っている場合）	☐	社会福祉課	12
	特別児童扶養手当の受給者もしくは受給対象児童である	受給者が亡くなられた場合：●受給者死亡届の提出 ●未支払手当の請求 新たに受給申請をする場合：●新規申請書の提出 受給対象児童が亡くなられた場合：●資格喪失届または額改定（減）届の提出	☐	社会福祉課	12
	在宅心身障害児福祉手当を受給していた	受給者または対象児童が亡くなられた場合：●資格喪失届の提出 新たに受給申請をする場合：●新規申請書の提出	☐	社会福祉課	13
	茨城県心身障害者扶養共済制度の加入者または給付対象者である	加入者が亡くなられた場合：●茨城県心身障害者扶養共済制度の年金給付請求 給付対象者が亡くなられた場合：●茨城県心身障害者扶養共済制度の弔慰金の請求	☐	社会福祉課	13
税金	町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を納付していた方	●町税の振替口座の変更	☐	税務課	14
	固定資産税・軽自動車税を納付していた方	●相続人代表者届出書の提出	☐	税務課	14
	原動機付自転車（125CC以下）・小型特殊自動車を所有していた方	●車両の廃車または名義変更手続き	☐	税務課	14
子ども	児童手当の受給者もしくは受給対象児童である	受給者が亡くなられた場合：●消滅届、未払請求書の提出 新たな受給者で申請する場合：●新規申請書の提出 受給対象児童が亡くなられた場合：●消滅届または額改定届出書の提出	☐	子ども未来課	15
	児童扶養手当の受給者もしくは受給対象児童である	受給者が亡くなられた場合：●資格喪失届の提出 新たな受給者で申請する場合：●新規申請書の提出 受給対象児童が亡くなられた場合：●資格喪失届または額改定届出書の提出	☐	子ども未来課	15
	保育所（園）・幼稚園・認定こども園を利用している保護者もしくは入所している児童である	保護者が亡くなられた場合：●支給認定変更申請書の提出 児童が亡くなられた場合：●保育施設利用中止届の提出	☐	子ども未来課	16
	放課後児童クラブを利用している保護者もしくは入所している児童である	保護者が亡くなられた場合：●状況変更届の提出 児童が亡くなられた場合：●退所届の提出	☐	子ども未来課	16
上下水道	水道を使用していた	●水道利用休止の届け ●水道権利及び使用者の名義変更 ●振替口座の変更	☐	上下水道課	17
	下水道を使用していた	●下水道利用休止の届け ●支払方法の変更 ●世帯代表者の変更	☐	上下水道課	17
	農業集落排水を使用していた	●農業集落排水の利用休止の届け ●支払い方法の変更 ●世帯代表者の変更	☐	上下水道課	17
農地	農地を相続した	●農地法第3条の3の規定による届出書の提出	☐	農業委員会	18
	農業者年金に加入していた	●農業者年金死亡関係届け出書の提出（手続きはJA茨城むつみ農協境支店）			18

■ 役場以外での主な手続き一覧

項目	手続きの種類	主な手続き	☑	問合せ先など
役場以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	☐	加入している生命保険会社
	預金口座	口座凍結解除手続き	☐	各金融機関 等
	運転免許証	返納	☐	境警察署 境町大字長井戸51-27 ☎0280-86-0110
	軽自動車	車両等の名義変更手続き	☐	軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所 つくば市島名3915 ☎050-3816-3106
	普通自動車 2 輪車（125CC超）	車両等の名義変更手続き	☐	土浦自動車検査登録事務所 土浦市卸町2-1-3 ☎050-5540-2018
	相続	相続の放棄・限定承認	☐	水戸家庭裁判所 下妻支部 下妻市下妻乙99 ☎0296-43-6781
	遺言書	遺言書保管事実証明書の交付請求 遺言書の閲覧請求 遺言書情報証明書の交付請求	☐	水戸地方法務局 下妻支局 下妻市下妻乙1300-1 ☎0296-43-3935
	国税 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告	☐	関東信越国税局 古河税務署 古河市北町5-2 ☎0280-32-4161
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	☐	水戸地方法務局 下妻支局 下妻市下妻乙1300-1 ☎0296-43-3935
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領	☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	株式等	名義変更	☐	各証券会社 等
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約	☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約	☐	各契約会社 等
	N H K 受信料	名義変更・解約	☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	クレジットカード	解約	☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	☐	各契約会社

■ 役場での手続き

※亡くなられた方とのご関係により、手続きに委任状が必要な場合があります。

委任状は p.23 に掲載しています。

印鑑登録していた

印鑑登録されている方がお亡くなりになった場合、印鑑登録は廃止されます。同時に、印鑑登録は無効となりますので、返却または破棄してください。

受付窓口 | 住民課 ☎ 0280-81-1303

マイナンバーカードを持っていた

マイナンバーカードをお持ちの方がお亡くなりになった場合、カードは失効されます。相続等の手続きにマイナンバーが必要な場合がありますので、各種手続きが終わるまで大切に保管してください。

受付窓口 | 住民課 ☎ 0280-81-1303

国民年金を受給していた

亡くなられた方が老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求ができる場合があります。

なお、代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

請求者

亡くなられた方と同一生計の

①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族
※支給は①～⑦の順で、先順位者がいる場合、後順位者は受け取ることができません。

手続き・ 必要なもの

●未支給年金（障害基礎年金・遺族基礎年金）の請求

☐ 亡くなられた方の年金証書

☐ 亡くなられた方と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄（抄）本

☐ 請求者の世帯全員の住民票

☐ 亡くなられた方の住民票除票

☐ 請求者名義の通帳

☐ 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

☐ 生計維持・同一証明書 ※請求者が別世帯の場合

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。

期限

亡くなってから5年以内

受付窓口

保険年金課 ☎ 0280-81-1306

国民年金に加入していた

亡くなられた方とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される場合があります。

亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族が対象です。

保険料納付要件等があるため年金事務所で亡くなられた方の年金記録の確認が必要です。

お手続きの際は、請求者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）をお持ちください。

なお、代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

【亡くなられた方について】

●遺族基礎年金

- 国民年金の被保険者
- 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所があった方
- 老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間が25年以上ある場合に限る）
- 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方

●寡婦年金

- 10年以上の保険料納付期間（免除期間を含む）があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

●死亡一時金

- 36月以上の保険料納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

【ご遺族について】

●遺族基礎年金

- 亡くなられた方の配偶者（子のある方）
- 亡くなられた方の子
※子とは、18歳到達の年度末までの子、または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子

●寡婦年金

- 亡くなられた方と10年以上婚姻関係にある妻

●死亡一時金

- 亡くなられた方と同一生計の①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹
※支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合、後順位者は受け取ることができません。

手続き・必要なもの

●遺族基礎年金の請求

- ☐亡くなられた方の基礎年金番号通知書（年金手帳）
- ☐亡くなられた方と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄（抄）本
- ☐請求者の世帯全員の住民票 ☐亡くなられた方の住民票除票
- ☐請求者名義の通帳 ☐死亡診断書の写し ☐請求者・子の所得証明書

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。

●寡婦年金の請求

- ☐亡くなられた方の基礎年金番号通知書（年金手帳）
- ☐亡くなられた方と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄（抄）本
- ☐請求者の世帯全員の住民票 ☐亡くなられた方の住民票除籍
- ☐請求者名義の通帳 ☐請求者の所得証明書

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。

●死亡一時金の請求

- ☐亡くなられた方の基礎年金番号通知書（年金手帳）
- ☐亡くなられた方と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄（抄）本
- ☐請求者の世帯全員の住民票 ☐亡くなられた方の住民票除籍
- ☐請求者名義の通帳

手続き・必要なもの	※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。 ※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。
期限	遺族基礎年金、寡婦年金：亡くなった日から 5 年以内 死亡一時金：亡くなった日から 2 年以内
受付窓口	保険年金課 ☎ 0280-81-1306

厚生年金・共済年金を受給していた、または加入していた

※年金事務所、各共済組合へ直接お問い合わせください。

下館年金事務所 ☎ 0296-25-0829

国民健康保険に加入していた

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・必要なもの	●各種証の返還 ☐国民健康保険資格確認書 ☐限度額適用認定証（お持ちの方） ☐限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） ☐標準負担額減額認定証（お持ちの方） ☐特定疾病療養受療証（お持ちの方） ●葬祭費の支給申請 ☐葬祭を行ったこと及び葬祭執行者（喪主）を確認できるもの（例：会葬礼状、葬儀費用の領収書） ☐喪主名義の預貯金通帳 ※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。
期限	各種証の返還：期限なし 葬祭費の支給申請：亡くなられた日の翌日から 2 年以内
受付窓口	保険年金課 ☎ 0280-81-1306

後期高齢者医療保険に加入していた

亡くなられた方が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・必要なもの	●各種証の返還 ☐後期高齢者医療資格確認書 ☐限度額適用認定証（お持ちの方） ☐限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） ☐特定疾病療養受療証（お持ちの方） ●葬祭費の支給申請 ☐葬祭を行ったこと及び葬祭執行者（喪主）を確認できるもの（例：会葬礼状、葬儀費用の領収書） ☐喪主名義の預貯金通帳 ※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。 ●給付受領届の提出 ☐相続人代表名義の預貯金通帳
期限	各種証の返還：期限なし 葬祭費の支給申請：葬祭を行った日の翌日から2年以内
受付窓口	保険年金課 ☎ 0280-81-1306

医療費助成制度を受給していた方（子ども・ひとり親家庭・重度心身障害者・妊産婦）または受給対象者

【医療費助成制度を受給している方】

手続き・必要なもの	●受給資格等変更届の提出 ☐医療費助成受給者証 ※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。
------------------	---

【新たにひとり親家庭医療費助成制度を申請する場合】

手続き・必要なもの	●新規申請書の提出 ☐受給者名義の通帳またはキャッシュカード ☐本人確認書類 ☐健康保険証 ※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。
期限	速やかに
受付窓口	保険年金課 ☎ 0280-81-1306

65 歳以上または要介護認定を受けていた

故人が 65 歳以上または要介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・必要なもの	● 保険料等に関する書類の提出 □ □ 座振込依頼書 ● 各種証の返還 □ 被保険者証 □ 交付されている場合は、負担割合証、負担限度額認定証
届出人	相続人等
期限	亡くなった日から 14 日以内 ※ 要介護認定申請中の方は速やかにご連絡ください。
受付窓口	介護福祉課 ☎ 0280-81-1323

緊急通報システムを利用していた

故人が緊急通報システムを利用していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・必要なもの	● 貸出機器の返却（本体・ペンダント）
届出人	相続人等
期限	速やかに
受付窓口	介護福祉課 ☎ 0280-81-1323

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

- | | |
|------------------|---|
| 手続き・必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 各種手帳の返還の手続きをしてください ☐ 手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） |
| 期限 | 速やかに |
| 受付窓口 | 社会福祉課 ☎ 0280-81-1305 |

障害福祉サービス受給者証、自立支援医療費受給者証を交付されていた

- | | |
|------------------|---|
| 手続き・必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 各種受給者証の返還の手続きをしてください ☐ 各種受給者証 |
| 期限 | 速やかに |
| 受付窓口 | 社会福祉課 ☎ 0280-81-1305 |

特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給していた

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

- | | |
|------------------|---|
| 手続き・必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 受給資格者死亡届の提出の手続きをしてください ☐ 特別障害者手当・障害児福祉手当等の受給資格者死亡届 ☐ 死亡日が確認できる書類（戸籍謄本や住民票除票など） ● 未支払手当の請求（未支払い分が残っている場合） ☐ 特別障害者手当・障害児福祉手当等の未支払い手当請求書 ☐ 相続人の印鑑（認印） ☐ 相続人の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人と受給資格者の関係性が分かるもの（戸籍謄本など） |
| 期限 | 速やかに |
| 受付窓口 | 社会福祉課 ☎ 0280-81-1305 |

特別児童扶養手当の受給者もしくは受給対象児童である

特別児童扶養手当を受給している方もしくは受給対象である児童が亡くなられた場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

- | | |
|------------------|---|
| 手続き・必要なもの | <p>受給者が亡くなられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受給者死亡届の提出 ☐ 特別児童扶養手当受給者死亡届 ☐ 死亡日が確認できる書類（戸籍謄本や住民票除票など） ● 未支払手当の請求（未支払い分が残っている場合） ☐ 特別児童扶養手当未支払手当等請求書 ☐ 受給対象児童の通帳またはキャッシュカード |
|------------------|---|

手続き・必要なもの	新たに受給申請をする場合 ●新規申請書の提出 ☐特別児童扶養手当認定請求書等 ☐申請者名義の通帳またはキャッシュカード ☐マイナンバーの分かるもの ☐戸籍謄本（新規申請者及び児童の関係性が分かるもの）
	受給対象児童が亡くなった場合 ●資格喪失届または額改定（減）届の提出
期限	速やかに
受付窓口	社会福祉課 ☎ 0280-81-1305

在宅心身障害児福祉手当を受給していた

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・必要なもの	受給者または対象児童が亡くなった場合 ●資格喪失届の提出 ☐在宅心身障害児福祉手当受給資格喪失届
	新たに受給申請をする場合 ●新規申請書の提出 ☐在宅心身障害児福祉手当認定申請書 ☐申請者名義の通帳またはキャッシュカード ☐申請者の印鑑（認印）
期限	速やかに
受付窓口	社会福祉課 ☎ 0280-81-1305

茨城県心身障害者扶養共済制度の加入者または給付対象者である

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・必要なもの	加入者が亡くなった場合 ●茨城県心身障害者扶養共済制度の年金給付請求 ☐年金給付請求書 ☐死亡診断書 ☐加入証書 ☐加入者の死亡が分かる住民票除票 ☐給付対象者および年金管理者の住民票 ☐給付対象者または年金管理者の通帳またはキャッシュカード
	給付対象者が亡くなった場合 ●茨城県心身障害者扶養共済制度の弔慰金の請求 ☐弔慰金給付請求書 ☐加入者の住民票 ☐給付対象者の死亡が分かる住民票除票 ☐加入者の通帳またはキャッシュカード
期限	速やかに
受付窓口	社会福祉課 ☎ 0280-81-1305

町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を納付していた方

- 亡くなられた方の町税は、相続人の方が納付していただくことになります。
（相続放棄した場合は、承継されません。）
- 町税を故人の口座から口座振替していた場合、引き続き口座振替を希望されるときは、相続人代表者または、他の方からの口座振替に変更をしてください。
（口座振替できないときは、納付書による納付になります。）

手続き・
必要なもの

● 町税の振替口座の変更

（役場窓口での申込）

☐ 変更後に口座振替を希望する口座のキャッシュカード（要暗証番号）

☐ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

☐ 口座振替依頼書

（金融機関窓口での申込）

☐ 変更後に口座振替を希望する口座の預貯金通帳

☐ 口座届出印 ☐ 納税通知書 ☐ 口座振替依頼書

期限

できるだけ速やかに

受付窓口

税務課 ☎ 0280-81-1302

※必要になる書類等が状況により異なりますので、事前にお問い合わせください。

固定資産税・軽自動車税を納付していた方

- 町税の相続人代表者等の届出をしてください。

手続き・
必要なもの

● 相続人代表者届出書の提出

☐ 相続関係が確認できる書類 ☐ 相続人代表者印

（相続放棄の場合は、家庭裁判所で交付される相続放棄申述受理通知書を提出。）

期限

相当な期間（概ね2ヵ月）

受付窓口

税務課 ☎ 0280-81-1302

※必要になる書類等が状況により異なりますので、事前にお問い合わせください。

原動機付自転車（125CC以下）・小型特殊自動車を所有していた方

境町ナンバーの原動機付自転車等の所有者が亡くなられた場合は、廃車または名義変更の手続きをしてください。（境町ナンバー以外については、陸運局等にお問い合わせください。）

手続き・
必要なもの

● 車両の廃車または名義変更手続き

☐ 標識（ナンバープレート）（廃車するとき）

☐ 標識交付証明書

☐ 相続関係が確認できる書類

☐ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

期限

所有者が死亡した年の3月31日まで

受付窓口

税務課 ☎ 0280-81-1302

※必要になる書類等が状況により異なりますので、事前にお問い合わせください。

児童手当の受給者もしくは受給対象児童である

児童手当を受給している方もしくは受給対象である児童が亡くなった場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

受給者が亡くなった場合

- | | |
|------------------|---|
| 手続き・必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ●消滅届、未払請求書の提出 ☐受給対象児童名義の通帳またはキャッシュカード |
|------------------|---|

新たな受給者で申請する場合

- | | |
|------------------|---|
| 手続き・必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ●新規申請書の提出 ☐新たな受給者名義の通帳またはキャッシュカード ☐本人確認書類 |
|------------------|---|

受給対象児童が亡くなった場合

- | | |
|------------------|--|
| 手続き・必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ●消滅届または額改定届出書の提出 |
|------------------|--|

期限	事由発生から 15 日以内
-----------	---------------

受付窓口	子ども未来課 ☎ 0280-81-1301
-------------	-----------------------

児童扶養手当の受給者もしくは受給対象児童である

児童扶養手当を受給している方もしくは受給対象である児童が亡くなった場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

受給者が亡くなった場合

- 資格喪失届の提出
- ☐受給対象児童の通帳またはキャッシュカード ☐児童扶養手当証書

新たな受給者で申請する場合

- 新規申請書の提出
- ☐戸籍謄本（新たな受給者及び児童）
- ☐新たな受給者名義の通帳またはキャッシュカード ☐本人確認書類

受給対象児童が亡くなった場合

- 資格喪失届または額改定届出書の提出
- ☐児童扶養手当証書

期限	事由発生後、速やかに
-----------	------------

受付窓口	子ども未来課 ☎ 0280-81-1301
-------------	-----------------------

保育所（園）・幼稚園・認定こども園を利用している保護者 もしくは入所している児童である

保育所等を利用している保護者もしくは入所している児童が亡くなった場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・ 必要なもの	保護者が亡くなった場合
	●支給認定変更申請書の提出
	児童が亡くなった場合
	●保育施設利用中止届の提出
期限	事由発生後、速やかに
受付窓口	子ども未来課 ☎ 0280-81-1301

放課後児童クラブを利用している保護者 もしくは入所している児童である

放課後児童クラブを利用している保護者もしくは入所している児童が亡くなった場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・ 必要なもの	保護者が亡くなった場合
	●状況変更届の提出
	児童が亡くなった場合
	●退所届の提出
期限	事由発生後、速やかに
受付窓口	子ども未来課 ☎ 0280-81-1301

水道を使用していた

手続き・必要なもの

- 水道利用休止の届け
- 水道権利及び使用者の名義変更
- 振替口座の変更

期限

速やかに

受付窓口

上下水道課 水道担当 ☎ 0280-81-1328

下水道を使用していた

手続き・必要なもの

- 下水道利用休止の届け
- 支払方法の変更
- 世帯代表者の変更
- 使用人数の変更（井戸をご使用の方）

期限

速やかに

受付窓口

上下水道課 下水道担当 ☎ 0280-81-1313

農業集落排水を使用していた

手続き・必要なもの

- 農業集落排水の利用休止の届け
- 支払い方法の変更
- 世帯代表者の変更

期限

速やかに

受付窓口

上下水道課 農業集落排水担当 ☎ 0280-81-1313

農地を相続した

相続により、農地の権利を取得した場合は、その旨を農地の所在する農業委員会に届出をしてください。

手続き・必要なもの	● 農地法第3条の3の規定による届出書の提出 ☐ 代理人の方が届出される場合は委任状
届出人	ご遺族の方
期限	相続後、速やかに
受付窓口	農業委員会 ☎ 0280-81-1317

農業者年金に加入していた

受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は「農業者年金死亡関係届出書」を住所地のJAへ提出してください。

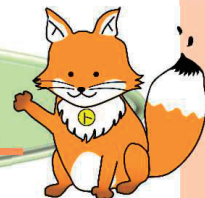
手続き・必要なもの	● 農業者年金死亡関係届出書の提出 ☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる戸籍謄本、または除籍謄本 ☐ 受給権者と届出者の関係性が確認できる戸籍謄本、または受給権者と届出者との関係性を明らかにすることができる証明書 ☐ 届出者の通帳
届出人	ご遺族の方
期限	速やかに
受付窓口	農業委員会 ☎ 0280-81-1317

■ 法定相続情報証明制度

相続人が登記所（法務局）に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまでは相続に関する各種手続きに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、何度も戸籍謄本を提出する必要がなく手続の負担が軽減されます。

あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

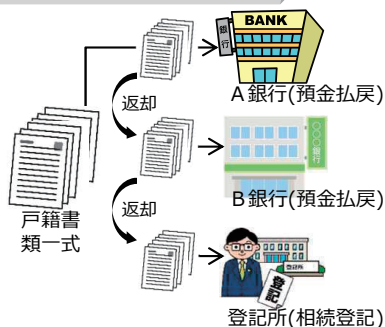


相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）をはじめとする各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

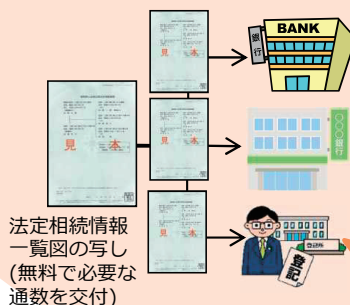
※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

● 本制度を利用しない場合



● 本制度を利用した場合



ポイント！

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに！

令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続では、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報
一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・
登記所へ申出



法定相続情報一覧図
の写しの交付

戸籍謄本等の束の代わりとして
各種相続手続へお使いください。

令和6年4月1日から申請義務化！
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) でもご覧いただけます。



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

(令和6年4月1日改訂)

■ 相続登記とは

相続登記はお済みですか？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人に変更する手続きのことです。令和6年4月1日から相続登記が義務化されています。



Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。



■ 予測できない相続問題

亡くなった方に子どもがいなかった場合は両親や祖父母、両親も祖父母もいなければ兄弟姉妹、そして兄弟姉妹も既に亡くなっていればその子供に…のように、血縁関係をたどって相続権が渡ります。相続人の関係が複雑になるほど、手続きは難しくなってしまいます。

離婚した人は要注意

離婚しても子供に相続権はあります。幼いころに両親が離婚して以来、1度も会っていないという親の相続が発生することもあり得ます。そのため、思わぬ問題となる場合があります。養子や婚外子も同じで、戸籍上の親子関係があれば、相続の権利がありますので、相続人を調べる際には特に注意が必要です。

特に相続人の関係が複雑な場合や、どのような手続きをとればよいか分からない場合などは、専門家に相談することをお勧めします。

町の法律相談

境町では、専門家による**無料の法律相談**を実施しておりますので、ご利用ください。

町の法律相談 月に1回（毎月第4水曜日） 10:00 ～

場所：中央公民館 小会議室

※要予約（毎月第3水曜日～相談日前日）

受付・予約窓口：秘書広聴課 ☎ 0280-81-1329

■ 委任状について

※手続きしなければならないご遺族が窓口に来られず、代理人に委任する場合には委任状が必要となります。

記入例

委 任 状

境町長あて

令和 7 年 4 月 1 日

代 理 人 住 所 境町 3 9 1 番地 1

氏 名 境 一 郎

生年月日 昭和 4 0 年 1 月 1 日

委任者との関係 長男

私は上記の者に下記の申請について委任します。

手続の内容や必要な証明書の種類・通数を具体的に記入してください

記

委任事項 ○○ ○○ (亡くなった方) の出生から死亡までの戸籍 2 セット

世帯全員の住民票 (本籍・続柄記載のもの) 1 通

委 任 者 住 所 境町上小橋 5 4 0 番地

氏 名 (自署) ○○ ○○

生年月日 昭和 1 5 年 1 月 1 日

電話番号 (日中連絡ができる番号) 0 2 8 0 - 8 1 - 1 3 0 3

委任者の氏名は必ず自署で

- ・委任者本人が必ず自署してください。委任者本人が自署できない場合は、代筆のうえ委任者の印鑑を押印してください。余白に代筆者の氏名及び代筆理由を記入してください。印鑑は朱肉を使用するものとし、ゴム印・シャチハタ印以外の印鑑を使用してください。
- ・委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。
- ・マイナンバーを記載した住民票が必要な場合、マイナンバーが必要であることが明示されていることが必要です (即日交付できません)。住民票の除票にマイナンバーの記載はできません。
- ・通数の記入がない場合は 1 通になります。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 境町役場住民課 0 2 8 0 - 8 1 - 1 3 0 3

委任状

境町長あて

年 月 日

代理人 住所

氏 名

生年月日 年 月 日

委任者との関係

私は上記の者に下記の申請について委任します。

記

委任事項

委任者 住所

氏 名 (自署)

生年月日 年 月 日

電話番号 (日中連絡ができる番号)

- ・委任者本人が必ず自署してください。委任者本人が自署できない場合は、代筆のうえ委任者の印鑑を押印してください。余白に代筆者の氏名及び代筆理由を記入してください。印鑑は朱肉を使用するものとし、ゴム印・シャチハタ印以外の印鑑を使用してください。
- ・委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。
- ・マイナンバーを記載した住民票が必要な場合、マイナンバーが必要であることが明示されていることが必要です（即日交付できません）。住民票の除票にマイナンバーの記載はできません。
- ・通数の記入がない場合は1通になります。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 境町役場住民課 0280-81-1303

